

旭川市いじめ防止基本方針懇話会の 参加者を募集します。

旭川市教育委員会では、これまでいじめの問題については、「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」のひな形を作成し市内小・中学校に送付するとともに、市内中学校の生徒会役員を中心とした生徒が集まりいじめの問題に関する取組について協議する「生活・学習 A c t サミット」を開催するなどして、児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組を進めてきました。

今年度、旭川市の実情を踏まえたいじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、講じるべき対策の内容を具体的に示した基本方針を策定するため、学校関係者や保護者、地域住民などで構成する懇話会を開催し、意見交換などを行います。

つきましては、公募による参加者を次のとおり募集します。

- 【参加期間】 依頼の日（平成30年7月を予定）から平成31年1月31日（予定）まで
- 【開催予定】 参加期間中に3回程度、平日の午後で開催する予定です。
- 【募集人数】 2人（原則として、男女各1人）
※参加者は、学校関係者、学識経験者等で構成する10人です。
- 【応募資格】 次のいずれにも該当する方
- ・市内に居住又は通勤、通学をしている方
 - ・平成30年6月1日現在において20歳以上の方
 - ・本市のいじめの防止等の対策について関心のある方
 - ・原則として、本市の附属機関等の委員に就任していない方
 - ・本市の市議会議員及び職員でない方
- 【応募方法】 所定の応募用紙、原稿用紙に次に掲げる事項を記入し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。
- ・氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、勤務先（通学先）、本市の附属機関等の委員への応募状況及び応募の動機
 - ・いじめの防止等の対策についての考え（800字以内）
- 【応募期間】 平成30年5月14日（月）～平成30年6月18日（月）消印有効
- 【選考方法】 選考委員会において、応募用紙に記載された内容を基に選考審査を行います。選考結果については、応募者全員に通知します。
- 【謝 礼】 懇話会解散後、会議1回の出席に対し3,000円を支払います。（ただし、所得税等を源泉徴収します。）

【お問合せ先・応募先】

〒070-0036 旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル5階
旭川市教育委員会学校教育部教育指導課
電話：0166-25-7594 F A X：0166-25-5066
電子メール：kyoikushido@city.asahikawa.hokkaido.jp